

# 進めよう「住まいの耐震化」

## ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内

昭和 56(1981)年 5 月以前に着工した住宅が対象



○阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました

○大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅でした

○いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

### 簡易耐震診断推進事業

#### 「簡易耐震診断」を申し込んでください

明石市が診断員を派遣します

- 昭和 56(1981)年 5 月以前に着工した住宅が対象
- 無料で診断できます。
- 共同住宅（長屋を含む）も対象となります。

### 耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

### ひょうご住まいの耐震化促進事業

耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・

#### 「住まいの耐震化」を検討してください

一人でも多くの市民の皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住宅の建替をしたい

耐震改修工事をしたい

高額な耐震改修工事は困難

家全体をしっかりと建替したい

家全体をしっかりと改修したい

部分的な改修をしたい

命だけは守りたい

#### 住宅建替補助

耐震性の低い住宅を建替する場合に補助します。

#### 住宅耐震化補助

耐震改修工事により、地震に対する十分な安全性を確保する場合に補助します。

- ・住宅耐震改修計画策定費補助
- ・住宅耐震改修工事費補助

#### 部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する場合に補助します。

- ・簡易耐震改修工事費補助
- ・シェルター型工事費補助
- ・屋根軽量化工事費補助

#### 防災ベッド等設置助成

耐震改修工事ではなく、命を守る最低限の対策として防災ベッドを設置する場合に補助します。

※ それぞれの補助事業の詳細は裏面をご参照ください。

## 住宅耐震化補助

まず、計画策定費補助を申請していただき、その完了後に改修工事費補助の申請となります。

### 住宅耐震改修計画策定費補助

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有する方
- (2) 対象となる住宅 ※1  
以下の条件をすべて満たす住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む）  
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの  
イ 違反建築物でないもの  
ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの  
エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
- (3) 対象となる費用  
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- (4) 補助額  
戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円  
共同住宅 補助率2/3 限度額12万円/戸

### 住宅耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の方（個人）
- (2) 対象となる住宅  
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
- (3) 対象となる費用  
① 地震に対する安全性を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強(附帯工事を含む)に要する費用  
② 耐震改修を行う室の内装工事に要する費用（家具工事、設備工事を除く）
- (4) 補助額 ※2  
戸建住宅 限度額130万円（工事費による）  
共同住宅 補助率1/2 限度額40万円/戸

## 部分型耐震化補助

住宅耐震化補助と比べ、安価で簡易な耐震化工事で、申請手続きも簡便です。

### 簡易耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の方（個人）
- (2) 対象となる住宅  
※1に同じ（耐震診断の結果、「危険」と診断された木造戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用  
対象となる住宅の耐震性能を改善する（評点0.7以上）耐震改修工事費等に要する費用
- (4) 補助額 50万円（定額）

### シェルター型工事費補助

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の方（個人）
- (2) 対象となる住宅  
※1に同じ（戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用  
対象となる住宅へ市が認める耐震シェルターの設置に要する費用
- (4) 補助額 50万円（定額）

### 屋根軽量化工事費補助

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の方（個人）
- (2) 対象となる住宅  
※1に同じ（耐震診断の結果、「やや危険」と診断された木造戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用  
対象となる住宅の屋根を軽量化（「非常に重い屋根」→「重い屋根」又は「軽い屋根」）する工事に要する費用
- (4) 補助額 50万円（定額）

※2 工事費補助を受けた場合は、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置もあります。

## 住宅建替補助

耐震性の乏しい住宅の建替えに補助します。

- (1) 対象となる方  
明石市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の方（個人）
- (2) 対象となる住宅  
※1に同じ（耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用  
耐震性の低い既存住宅を耐震性の高い住宅へ建替える工事に要する費用
- (4) 補助額 100万円（定額）

## 防災ベッド等設置助成

- (1) 対象となる方  
対象となる住宅に居住し、所得が1,200万円以下の方（個人）
- (2) 対象となる住宅  
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ
- (3) 対象となる費用  
対象となる住宅へ防災ベッド等の設置に要する費用
- (4) 補助額 10万円/台（定額）